

指定給水装置工事事業者指定申請時における提出書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- 2 誓約書（様式第2）
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であること
- 3 法人であっては、定款又は、寄附行為及び登記簿の謄本又は、登記事項証明書
個人にあっては、その住民票の写し又は、外国人登録証明書の写し
- 4 機械器具調書（別表）
法第25条の3第1項第2号の厚生省令で定める機械器具
- 5 申請書に記載した事業を行う事業所の案内図
- 6 申請書に記載した事業所の外観、内部及び機械器具の写真
- 7 申請書に記載した事業所で選任される主任技術者の免許状の写し（水道法第25条の3第1項第1号）

参 考

- ◆ 水道法第25条の3第1項第3号（誓約書）
 - イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの
- ◆ 水道法第25条の3第1項第2号の厚生省令で定める機械器具（機械器具調書）
 - (ア) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - (イ) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (ウ) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (エ) 水圧テストポンプ

問い合わせ先
三島市都市基盤部水道課管理係
電話 983-2659
FAX 973-1355

指定給水装置工事事業者指定申請書類チェックリスト

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（水道法施行規則第 18 条 1 項 様式第 1）申請者が、登記簿の謄本、住民票の写し等に記載されたものであること。記載された主任技術者が、添付された免許状の写しと一致していること。
- 2 誓約書（水道法施行規則第 18 条 3 項 様式第 2）が、添付されているか。
水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからへまでのいずれかに該当する者があるもの。
- 3 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又は登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しが添付されているか。（水道法施行規則第 18 条 2 項 2 号）
- 4 機械器具調書（水道法施行規則第 18 条 別表）に下記の器具が、記載されているか。
法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号の厚生省令で定める機械器具を有する者
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- 5 申請書に記載された事業を行う事業所の案内図が添付されているか。
- 6 申請書に記載された事業所及び機械器具調書に記載された機械器具の写真が添付されているか。事務所、機械器具などの確認
- 7 申請書に記載された事業所で選任される主任技術者の免許状の写しが添付されているか。（水道法第 25 条の 3 第 1 項第 1 号）